

がいこくじんしみん
外国人市民のための
とんだばやしせいかつがいどぶっく
富田林市生活ガイドブック

【2020(令和^{れいわ}2)年度^{ねんどばん}版】

とんだばやし
富田林市 ・ (特活^{とっかつ})とんだばやし国際交流協会^{こくさいこうりゅうきょうかい}

もくじ
目次

とんだばやしし せいかつ
【富田林市での生活】 1

きんきゅう きゅう びょうき じ こ か じ 緊急<急な 病気や 事故、火事など>のとき	2
ぼうさい じしん おおあめ たいふう さいがい ふせ 防災<地震、大雨、台風などの 災害を 防ぐ>	3
に ほん ごきょうしつ 日本語教室	4
とっかつ こくさいこうりゅうきょうかい (特活)とんだばやし国際交流協会	5
たげんご ことば そうだん じょうほう 多言語<いろいろな 言葉>での 相談や 情報	6

しやくしよ おこな てつづ さーびす
【市役所で 行う 手続きや サービス】 8

しやくしよ じゅうしよ ぎょうむじかん しごと じかん 市役所の 住所と 業務時間<仕事をしている 時間>	9
しやくしよ たげんご ことば つか 市役所で 多言語<いろいろな 言葉>を 使う	10
じゅうしよ てつづ 住所についての 手続き	11
とくべつえいじゅうしゃ ひと てつづ 特別永住者の 人についての 手続き	12
いんかんとうろく しょうめい 印鑑登録と 証明	13
まい な ン バ ー カ ー ド こ じ ン バ ン ご う カ ー ド マイナンバーカード(個人番号カード)	14
ぜいきん 税金	15
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	17
こくみんねんきん 国民年金	19
かいごほけん 介護保険	20
せいかつえんじよ せいかつ こま そうだん 生活援助<生活に 困ったときの 相談>	21
すいどう 水道	22
ごみ	23
けっこん り こん 結婚や 離婚	25
にんしん あか しゅっさん あか う 妊娠<おなかに 赤ちゃんが いる>や 出産<赤ちゃんを 産む>	26
ほいくしせつ こ あず にんてい えん ようちえん はい 保育施設<子どもを 預けることが できる ところ>・ 認定こども園・ 幼稚園に 入る	28
しょう ちゅうがっこう べんきょう 小・中学校で 勉強する	29

とんだばやしし せいかつ
【富田林市での生活】

緊急<急な 病気や 事故、火事など>のとき

●救急<病気や けがをした人を 助ける>

急な 病気や けがなどで 救急車<病気や けがをした人を 助ける 車>が 必要なときは、119番へ 電話します。

※固定電話<家や 会社の 電話>、公衆電話<街に おいてある 電話>、携帯電話、PHS などから かけることができます。電話の お金は いりません。

※救急車の お金は いりません。でも、病院の お金は 自分で 払わなければいけません。

●火事

火事になったときは、落ち着いて 下のようなことを してください。

- | | |
|-------------|--|
| ①早く 知らせます | 119番へ 電話します。近所の 人にも 知らせます。 |
| ②早く 火を 消します | 落ち着いて ください。
そして、火が 小さい 間に 消して ください。 |
| ③早く 逃げます | 火が 天井まで 届いたら、急いで 逃げます。 |

119番に 電話すると、消防署に つながります。

消防署の人が 下のような 質問をします。落ち着いて 答えて ください。

- | |
|--------------------------------------|
| ①火事ですか。救急(救助<災害や 事故などから 人を 助ける>)ですか。 |
| ②場所は どこですか。あなたの 近くに 何が ありますか。 |
| ③あなたの 名前と 電話番号を 教えてください。 |

※災害の 種類(火災・救急・救助)で、聞き方が 違うかもしれません。

※災害の 場所が わからない場合は、その場所の 住所が わかる 通行人<歩いている人>や、近くの人に 聞いて ください。そして、その人に 電話を 代わって ください。または、近くにある 大きな 建物や、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどを 伝えて ください。

消防署

電話 0721-23-0119

●犯罪(警察)

泥棒だけでなく、暴力<殴る、蹴る、傷を つけるなど>、ストーカー<しつこく 連絡を してきたり、家へ 来る人>や、暴力団<悪い人たちの 集まり>などで 困ったときは、早く 近くの 交番か 警察に 相談して ください。

緊急の 場合は 110番に 電話して ください(電話の お金は いりません)。

ぼうさい じしん おおあめ たいふう さいがい ふせ 防災〈地震、大雨、台風などの 災害を 防ぐ〉

● 豪雨〈大きく 強い 雨〉・ 台風・ 土砂災害〈山や がけが 崩れる〉のときのための 準備

- ① 気象情報〈天気の情報〉を 確かめる。
- ② 家にある 備蓄品〈災害のときのために 家に 置いておく もの〉を 確かめる。
- ③ 塀・ 看板・ 窓・ 雨戸・ アンテナなどが 倒れないようにする。
- ④ 家の まわりの 水路〈水が 流れる みち〉などが あふれないように 掃除する。
- ⑤ がけや 急な 斜面〈傾いている 地面〉、山、川の 近くでは、土石流〈土や 砂が 雨と一緒に 流れる〉や がけ崩れに 気をつける。

● 洪水〈川の 水が 増えて あふれる〉・ 土砂災害ハザードマップ 富田林市は、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を 作りました。それには、洪水や 土砂災害の 危ない ところが 書いてあります。日本語版の ほかに、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語版が あります。

● 地震が 起きたときに すること

- ① まず 落ちて 自分の 体を守る。
- ② 火を 消す（地震が 止まったら、早く 火を 消す）
- ③ 急いで 外に 出ない（玄関や 窓を 開けて 逃げるための 出口を 作る）
- ④ 割れた ガラスで けがをしないように 靴や スリッパを 履く。
- ⑤ 歩いて 逃げる。持ち物は 少なくする。
- ⑥ 逃げるときは、電気の ブレーカーを 落とす〈電気が つかないようにする〉。
- ⑦ 狭い道、塀の 近く、がけや 川の 近くに 行かない。
- ⑧ 山崩れ、がけ崩れに 気をつける。
- ⑨ 正しい 情報を 調べる。
- ⑩ 協力して 助け合う。

き き かんりしつ
危機管理室
ししょうぼうほんぶ かい
市消防本部5階

にほんごきょうしつ 日本語教室

●とんだばやし日本語よみかき教室

日本語教室は、日本語を勉強したり、みんなでコミュニケーションをとる ところです。
お金は いりません。

ようび 曜日	とき	ところ
げつようび 月曜日	ごぜん じ ごぜん じ ふん 午前10時から 午前11時30分まで	とんだばやしこくさいこうりゅうきょうかいじむしょ とんだばやし国際交流協会事務所
かようび 火曜日	ごご じ ごご じ ふん 午後7時から 午後8時30分まで	とんだばやししりつちゅうおうこうみんかん 富田林市立中央公民館
すいようび 水曜日	ごぜん じ ごぜん じ ふん 午前10時から 午前11時30分まで	「いこいの部屋」
もくようび 木曜日	ごぜん じ ごぜん じ ふん 午前10時から 午前11時30分まで	とんだばやしこくさいこうりゅうきょうかいじむしょ とんだばやし国際交流協会事務所
きんようび 金曜日	ごぜん じ ごぜん じ ふん 午前10時から 午前11時30分まで	

- テキストは教室にあります。
- 学習者が勉強したいことを勉強することができます。
- ボランティアが日本語の勉強をサポートします。
- おしゃべりでコミュニケーションをとりましょう。

とんだばやししりつちゅうおうこうみんかん
富田林市立中央公民館

じゅうしょ おおさかふとんだばやしほんまち
住所 大阪府富田林市本町16-28
でんわ
電話 0721-24-3333

とっかつ
(特活)とんだばやしこくさいこうりゅうきょうかい
とんだばやし国際交流協会

じゅうしょ おおさかふとんだばやしこうだ
住所 大阪府富田林市甲田1-4-31
でんわ
電話 0721-24-2622

E-mail ticc@m4.kcn.ne.jp



とっかつ (特活)とんだばやし国際交流協会

(特活)とんだばやし国際交流協会では、日本語教室、通訳・翻訳サポート、相談支援、子どもたちの居場所づくり、地域や学校で国際理解教育などを行っています。

●日本語教室(とんだばやし日本語よみかき教室)

日本語を勉強するところです。それに、出会いやコミュニケーションの場所です。
詳しいことは「日本語教室」のページ(5ページ)を見てください。

●通訳・翻訳サポート

地域に住んでいる日本語が難しい人をサポートします。通訳・翻訳を手伝います。
お金は いりません。

●相談支援

困っているけれど誰に相談すればいいかわからないことがあれば、相談してください。例えば、日本語のこと、生活のこと、仕事のこと、子育てや教育のことなどです。
お金は いりません。秘密は守ります。
日本語と中国語で相談できます。

とっかつ (特活)とんだばやし国際交流協会

住所 おおさかふとんだばやししこうだ
大阪府富田林市甲田1-4-31

でんわ
電話 0721-24-2622

E-mail ticc@m4.kcn.ne.jp



多言語<いろいろな言葉>での相談や情報

●大阪府外国人情報コーナー ※お金は いりません。秘密は 守ります。
公益財団法人大阪府国際交流財団 (OFIX) では、外国人が 安心して 暮らせるように、
生活などの いろいろな お知らせをしたり、相談を 聞いたりします。11 の 国の 言葉
(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、
タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語) を 使うことができます。
毎月 第4日曜日には 在留資格や 法律の 相談も しています。
下の 方法で 相談できます。

- OFIXに 行く
- 電話する
- E-mail (英語と 日本語を 使うことができます。)
- FAX (英語と 日本語を 使うことができます。)

詳しいことは <https://www.ofix.or.jp/life/index.html> を 見て ください。

公益財団法人大阪府国際交流財団 (OFIX)

住所 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか 5階

相談の 電話 06-6941-2297

※トリオフオン<3人で 話すことができる 電話>で 話します。

FAX 06-6966-2401 ※英語、日本語だけ

E-mail jouhou-c@ofix.or.jp ※英語、日本語だけ



Safety tips

日本の 緊急地震速報<地震の お知らせ>、
津波警報<津波の お知らせ>、噴火速報<火山が 噴火したときの お知らせ>、
気象特別警報<天気のお知らせ>、国民保護情報<テロなどの お知らせ>、
避難勧告<逃げて くださいという お知らせ>などを 知らせる アプリです。

【使うことができる 言葉】

日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、
ビルマ語、モンゴル語



Osaka Safe Travels

災害や 避難場所<逃げるところ>、電車や 空港などの 情報を 知らせます。
緊急連絡先<困ったときに 連絡するところ>も 多言語で 知らせます。
大阪府の アプリです。

【使うことができる 言葉】

英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、
フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語



【市役所で 行う 手続きや サービス】

ここには、市役所で 行う 大切な 手続きや サービスが 書いてあります。
手続きや 生活で 困ったことがあるけれど、どこに 相談したらいいか
わからないときは、市役所4階 人権・市民協働課に 相談してください。

市役所の 住所と 業務時間〈仕事をしている 時間〉

●市役所の 住所

おおさかふとんだばやしときわちょう
大阪府富田林市常盤町1-1

※近くの 駅は 近鉄長野線 富田林西口駅

●市役所の 電話番号

0721-25-1000 (代表)

●市役所の 業務時間〈仕事をしている 時間〉

げつようび から きんようび の 午前9時から 午後5時30分まで
月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時30分まで

※土曜日・日曜日、祝日、休日と 年末年始(12月29日から 1月3日まで)は、特別な 仕事だけ しています。

●日曜窓口コーナー(市役所地下会議室)

市役所で 行う 手続きの 一部が、日曜日でも 利用できます。

【とき】

午前9時から 正午〈昼の12時〉までと、午後12時45分から 午後5時30分まで

【行っている 手続き】

- 住民票、住民票記載事項証明を 作る
- 印鑑登録証明書を 作る (印鑑登録カードを 持ってきて ください。)
- 市・府民税証明書、納税証明書を 作る
- パスポートの 受け取り (申し込みは できません。)
- マイナンバーカードの 受け取り (第1・第2日曜日の 午前9時から 正午〈昼の12時〉まで。このときだけです。)

※窓口〈手続きをする ところ〉に 申し込みに 来た人は、本人確認書類〈あなただと わかる 書類。名前や 写真が あるもの。在留カードや 運転免許証など〉を 見せて ください。

※転入・転出届、印鑑登録、確定申告、法人市民税の 営業証明は 作ることが できません。

※税金についての 証明は、作ることが できないかもしれません。市役所に 来る 前に、作ることが できるか 必ず 聞いて ください。

市役所で 多言語<いろいろな 言葉>を 使う

●市役所で 多言語<いろいろな 言葉>を 使う

日本語が わからない人には、市役所の人から 下の 方法で 話します。

- 翻訳機や Google翻訳 (Google Translate) が利用できる パソコンや スマートフォンを使う
- 電話の 通訳サービスを使う

通訳する人が 必要な 場合は、日本語が わかる人と 一緒に 来て ください。

または、(特活)とんだばやし国際交流協会に 相談してから 来て ください。

(特活)とんだばやし国際交流協会 <通訳についての 相談>

住所 大阪府富田林市甲田1-4-31

電話 0721-24-2622

E-mail ticc@m4.kcn.ne.jp

●ウェブサイトで 多言語で 見る

富田林市ウェブサイトは、Google翻訳 (Google Translate) を 使って、翻訳することができます。

富田林市ウェブサイト

【URL】 <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/>

【翻訳できる 言葉】

英語、中国語(簡体・繁体)、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語

【使い方】

ウェブサイトの「Foreign language」を クリック または タップして ください。

ページの 下にある 言葉を選 び てください。

都市魅力課

市役所3階

住所についての 手続き

●住所を 知らせなければいけない人

下に 書いてある人は、住所を 市役所に 知らせなければいけません。「住民基本台帳〈住民票をまとめたもの〉」に 記録するために 必要です。

- 在留カードを 持っている人（中長期在留者）
- 特別永住者
- 一時庇護の 許可 又は 仮滞在の 許可を 受けている人
- 出生 又は 日本国籍を 失い 経過滞在の人

●住所が 変わったとき

富田林市に 引っ越してきたとき（転入）や、富田林市の 外へ 引っ越すとき（転出）、富田林市の 中で 引っ越したとき（転居）は、市役所に 知らせなければいけません。

名前	いつ	だれ	必要なもの
転入届	引っ越した 日から 14日以内	本人か 一緒に 住んでいる 家族	転出証明書（前の 住所の 市町村長が 作ったもの） 本人確認書類（※） 認印〈いつも 使っている はんこ〉 マイナンバーカード（個人番号カード） 一緒に 住んでいる人 全員の 在留カードか 特別 永住者証明書
転出届	引っ越す 日までに	本人か 一緒に 住んでいる 家族	本人確認書類（※） 認印〈いつも 使っている はんこ〉 印鑑登録証（登録されている人）
転居届	引っ越した 日から 14日以内	本人か 一緒に 住んでいる 家族	本人確認書類（※） 認印〈いつも 使っている はんこ〉 マイナンバーカード（個人番号カード） 一緒に 住んでいる人 全員の 在留カードか 特別 永住者証明書

一緒に 住んでいない 他の人が 手続きをする 場合は、委任状〈他の人に 頼むことを
書いた 紙〉が 必要です。

（※）在留カードや 運転免許証、旅券（パスポート）などです。有効期間が あるものです。
コピーは だめです。

とくべつえいじゆうしゃ ひと てつづ 特別永住者の人についての 手続き

●とくべつえいじゆうしゃ ひと てつづ 特別永住者の人についての 手続き

ほか ひと てつづ ば あい いにんじょう ほか ひと たの か かみ ひつよう
他の人が 手続きをする 場合は、委任状(他の人に 頼むこと)を 書いた 紙が 必要です。

なまえ 名前	いつ いつ	だれ だれ	ひつよう 必要なもの
きょかしんせい 許可申請	● 生まれた 日から 60日以内 ● その他の 理由の場合も、 その理由が できた日から 60日以内	ほんにん 本人(※)	①旅券(パスポート) ②写真1枚(縦 4 cm、横 3 cm、15歳以下の人は いりません)
きょじゆうちがい 居住地以外 の変更届出	へんこう 変更した日から 14日以内	ほんにん いっしょ 本人か 一緒に 住んでいる 家族(※)	①特別永住者証明書 ②変更したところを 証明する 書類(市役所などの 公的 機関が 作ったもの) ③旅券(パスポート) (持っている人) ④写真1枚(縦 4 cm、横 3 cm、15歳以下の人は いりません)
とくべつえいじゆうしゃ 特別永住者 しょうめいしよ 証明書の ゆうこうきかんこうしん 有効期間更新	● 7回目 誕生日の 2 か月前から 誕生日まで ● 15歳以下の人は、16歳の 誕生日の 6 か月前から 誕生日まで	ほんにん いっしょ 本人か 一緒に 住んでいる 家族(※)	①特別永住者証明書 ②旅券(パスポート) (持っている人) ③写真1枚(縦 4 cm、横 3 cm)

(※) 15歳以下の人は 一緒に 住んでいる 家族が 代わりに 手続きをします。

●ちゅうちようきざいりゆうしゃ ひと とくべつえいじゆうしゃ ひと いがい 中長期在留者の人(特別永住者の人 以外)

きょじゆうちがい へんこう とどけで ち ほうしゆつにゆうこくざいりゆうかんりかんしよ おおさかふおおさかしす み の えく
居住地以外 (変更)届出は、 地方出入国在留管理官署 (大阪府大阪市住之江区
なんこうきた
南港北1-29-53)で てつづ
手続きして ください。

がいこくじんざいりゅうそうごう いんふおめーしょんせんたー
外国人在留総合インフォメーションセンター

でんわ 電話 0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

※平日 午前8時30分から 午後5時15分まで

いんかんとろうく しょうめい 印鑑登録と 証明

●印鑑登録〈はんこを 市役所に 知らせる〉について

いえ か 借りるときや 買うとき、くるま か 車を買うときなどは、「実印」が 必要です。「実印」は、市役所に 知らせている 印鑑〈はんこ〉です。

とんだばやしし じゅうみんとろうく じゅうしよ しゃくしよ し 富田林市に 住民登録〈住所を 市役所に 知らせること〉している 15歳以上の人は 印鑑登録が できます。本人が 申し込みをして ください。そのときは、その印鑑〈はんこ〉を 持ってきて ください。本人の かわりに ほかのひとが もう こ ばあい ほんにん か 書いた委任状〈他の人に 頼むことを 書いた 紙〉を 出して ください。

もう こ しょうかいしよ かくにん かみ おく しょうかいしよ ひつよう か 申し込みをしたら、照会書〈確認するための 紙〉を 送ります。照会書に 必要なことを 書いて ください(それを「回答書」と いいます)。その回答書と 印鑑〈はんこ〉と 本人確認書類(健康保険証・運転免許証など)を 持って 市民窓口課へ 来て ください。印鑑登録証〈印鑑登録証明書 を もらうための カード〉を 渡します。

●印鑑登録証明書を 申し込む

しょうめいしよ つく てすりよう てつづ かね 証明書を作るには 手数料〈手続きの お金〉が かかります。申し込み用紙と 印鑑登録証を 一緒に 出して 申し込んで ください。印鑑登録証があれば かわりの人でも 申し込みが できます。そのときは 委任状は いりません。

いんかんとろうく いんかんとろうくしょう いんかんとろうく 印鑑登録を していないときや、印鑑登録証を なくしたときは、印鑑登録をして ください。ゆうびん 郵便では 申し込みできません。

しみんまどぐちか
市民窓口課

しゃくしよ ばんまどぐち
市役所1階 1・2番窓口

まいなんばーカード（個人番号カード）

●まいなんばー（個人番号）

まいなんばーは 12個の 数字です。

日本に 住民票がある〈市役所に 住所を 知らせている〉人は もらうことが できます。

●まいなんばーカード（個人番号カード）

まいなんばーカードは、顔の 写真が 付いた ICカードです。裏に まいなんばーが 書いてあります。まいなんばーカードだけで 個人番号の 確認と 本人の 確認が できます。

まいなんばーカードは 身分証明書〈運転免許証、在留カードのように 本人を 確認できる書類〉として 使うことができます。いろいろな 市役所の 手続きを オンラインで 申し込むことができます。コンビニで 住民票などを 受け取ることも できます。

【申し込みができる人】 まいなんばーカードを 作りたい人

【手数料〈手続きの お金〉】 お金は いりません。

（しかし、まいなんばーカードを なくした人が もう一度 カードを 作る時は 800円 必要です。もう一度 カードを 申し込むときに 必要なものは 聞いて ください。）

【有効期限】 作ってから 10回目の 誕生日まで（19歳以下は 5回目の 誕生日まで）

●申し込み方

「個人番号カード交付申請書」を 書いて ください。それに 写真を 貼って「地方公共団体情報システム機構」に 送って ください。

または、申請書の QRコードを 使うことも できます。QRコードを 使うと、スマートフォン、街にある 証明写真機〈証明書に 使う 顔の 写真を 撮る 機械〉、パソコンから 申し込むことも できます。

※交付申請書が ない 場合は、市民窓口課に 聞いて ください。

●まいなんばーカードを 受け取る

カードを 渡す 準備が できたら、「交付通知書〈カードを 渡すことを 知らせる 紙〉」を送ります。市役所まいなんばーカード交付窓口まで 来て ください。そのときは、「交付通知書」に 書いてあるもの（運転免許証・在留カードなど）を 持ってきて ください。

ぜいきん 税金

● しみんぜい 市民税

1月1日に 富田林市に 住んでいる人が 払います。前の 年に 所得があった人が 払
います。富田林市に 住んでいないけれど、富田林市に 会社や 家を持てている人も 払
います(均等割額<所得に 関係なく みんなが 払う 決まった 金額>だけ 払います)。

毎年 2月16日から 3月15日の 間に 前の 年の 所得を 課税課に 知らせます。下
の 人は 前の 年の 所得を 知らせなくてもいいです。

- ①確定申告<もらった お金と 払った お金を 税務署に 知らせる>をした人
- ②会社から 市役所へ 給与支払報告書<会社が 給料を いくら 払ったかなどを 報告する
紙>を出して、その後 変更がない人

● こていしさんぜい と し けいかくぜい 固定資産税 ・ 都市計画税

【こていしさんぜい はら ひと 固定資産税を 払う人】

1月1日に 固定資産(土地 ・ 家 ・ 償却資産<仕事のために 長い間 使う 値段の 高
いもの>)を持てている人

【とし けいかくぜい はら ひと 都市計画税を 払う人】

市街化区域内<家や 店が 集まるところ>に 土地や 家を持てている人

しかし、持っている 土地 ・ 家など それぞれの 課税標準額<税金が いくらに なるかを
計算するための 金額>の 合計が、下の 場合は 税金は ありません。

- ①土地が 30万円より 少ない
- ②家が 20万円より 少ない
- ③償却資産<仕事のために 長い間 使う 値段の 高いもの>が 150万円より 少ない

●^{けいじ どうしゃぜい しゅべつわり}軽自動車税(種別割)

^{がつついたち}4月1日に ^{ばい}バイク、^{けいじ どうしゃ}軽自動車、^{ちい}小さい^{とくべつ}特別な^{くるま}車を ^も持っている^{ひと}人が ^{はら}払います。ですから、^{がつふつか}4月2日に ^{ばい}バイクや ^{けいじ どうしゃ}軽自動車などを ^{ほか}他の^{ひと}人に ^すあげたり ^す捨てたりしても、^{とし}その年の^{ぜいきん}税金は ^{はら}払わなければいけません。

^{した}下の ^{ばあい}場合は ^{しやくしよ}すぐに ^し市役所に ^し知らせて ^{ください}ください。

- ①^{とんだばやし}富田林市から ^ひ引っ越しをして ^こバイクや ^{ばい}車を ^{くるま}置く^おところが ^か変わったとき
- ②^{ほか}他の^{ひと}人に ^{けいじ どうしゃ}軽自動車などを ^{あげ}あげたとき
- ③^{こわ}壊れて ^{つか}使うことが ^{でき}できなくなったとき
- ④^{ぬす}盗まれて ^{なくな}なくなったとき

^{か ぜ い か}
課税課

^{しやくしよ}市役所1階 ^{かい} ^{ばんまどぐち}13番窓口

こくみんけんこうほけん 国民健康保険

●国民健康保険に 入る 手続き

74歳以下^{さい い か}の人は 国民健康保険に 入ります。

しかし、下の ①②^{ひと}の人は 国民健康保険に 入りません。

①会社^{かいしゃ}などの 健康保険に 入っている人と その扶養家族^{ふようかぞく}〈生活^{せいかつ}の お金^{かね}を 出してもらって いる人〉

②生活保護^{せいかつ ほ ご}〈仕事^{しごと}が できない人、仕事^{しごと}をしても 生活^{せいかつ}する お金^{かね}が 足りない人と その家族^{かぞく}が もらう 生活^{せいかつ}に 必要な お金^{かね}〉を もらっている人

国民健康保険に 入ることになったら、すぐに 保険年金課^{ほけんねんきんか} または 金剛連絡所^{こんごうれんらくしょ}に 知らせ てください。国民健康保険の 保険料^{ほけんりょう}〈保険に 入っている人が 払う お金〉は、国民健康 保険に 入ることになった 日から 払わなければいけません。国民健康保険に 入ることにな る日は、下の ①から ④^ひなどです。

①会社^{かいしゃ}を 辞めた 次^{つぎ}の日^ひ（そのため、扶養家族^{ふようかぞく}ではなくなった日）

②引っ越ししてきた日

③生活保護^{せいかつ ほ ご}を もらわなくなった日

④生まれた日

手続き^{てつづ}が 遅れても、その日^ひ（国民健康保険に 入ることになった日）からの 保険料^{ほけんりょう}を 払わなければいけません（一番^{いちばん} 多くて 2年分^{ねんぶん} 払わなければいけません）。ですから、 国民健康保険に 入ることになったら、すぐに 保険年金課^{ほけんねんきんか} または 金剛連絡所^{こんごうれんらくしょ}に 知らせ てください。

※国民健康保険の 手続き^{てつづ}には、本人確認書類^{ほんにんかくにんしよるい}（在留カード^{ざいりゅうかーど}や 運転免許証^{うんてんめんきょしょう}など）と マイナンバー^{まいなんばー}が わかるもの（マイナンバーカード^{まいなんばーかーど}など）が 必要^{ひつよう}です。詳しいことは、保険 年金課^{ほけんねんきんか}に 聞いて ください。

●保険料〈保険に 入っている人が 払う お金〉

保険料^{ほけんりょう}は 家族^{かぞく}の 所得^{しよとく}や 人数^{にんずう}で 違います。

国民健康保険に 入っている 40歳以上 64歳以下^{さい い か}の人は、国民健康保険の 保険料^{ほけんりょう}に 介護保険^{かいごほけん}〈年^{とし}を 取って、生活^{せいかつ}の 世話を してもらうことが 必要なときのための 保険〉の お金^{かね}を 足して 払います。65歳以上^{さいいじょう}の人は、国民健康保険の 保険料^{ほけんりょう}と 別に 介護保険^{かいごほけん}の お金^{かね}を 払います。

●保険料を 払う

保険料は 6月から 次の 年の 3月までの 毎月最後の 日までに 払ってください。最後の 日が 土曜日・日曜日・祝日の 場合は 次の 月曜日までです。12月は 次の 年の 1月4日までです。市役所・金剛連絡所・銀行・コンビニエンスストアで 払ってください。

・保険料を 払わなかった 場合

災害などの 特別な 理由は ないけれど、保険料を 払わない 場合は、下のようにな ります。保険料を 払うことを 忘れないように して ください。

【1年間 保険料を 払わなかった 場合】

被保険者証<健康保険に 入っていることが わかる カード>を 返さなければいけません。

その代わりに 被保険者資格証明書を 渡します。

でも、その証明書では 病院の お金は 安くなりません。

一度、病院の お金を 全部 払わなければいけません。

【督促状<お金を 早く 払って ください という 紙>を 送っても、保険料を 払わない人】

その人の 財産(お金・家など)を 差し押さえる<市が 保険料の 代わりに 取る> 場合も あります。

ほけんねんきんか
保険年金課

しやくしよ かい
市役所1階 10・11番窓口

こくみんねんきん 国民年金

●国民年金に 入る人

日本に 住んでいる 20歳以上 59歳以下の人は、国民年金に 入ります。これは 日本
の 法律で 決まっています。

だい ごう ひ ほけんしゃ 第1号被保険者	さいいじょう さい い か ひと こくみんねんきん はい にほん 20歳以上 59歳以下の 農業者〈農業を している人〉・ 自営業者〈自分の かいしゃ みせ も ひと がくせい むしょく ひと しごと ひと 会社や 店を 持っている人〉・ 学生・ 無職の人〈仕事を していない人〉など。
だい ごう ひ ほけんしゃ 第2号被保険者	かいしゃいん こうむいん 会社員・ 公務員など。
だい ごう ひ ほけんしゃ 第3号被保険者	だい ごう ひ ほけんしゃ ふよう せいかつ かね だ さいいじょう 第2号被保険者が 扶養している〈生活の お金を 出している〉 20歳以上 さい い か はいぐうしゃ おっと つま 59歳以下の 配偶者〈夫や 妻〉。 そして、一年の 収入が 130万円より 少ない人です。

●保険料

日本年金機構から 保険料の 納付書〈保険料を 払うときに 使う 紙〉が 来ます。
保険料を まとめて 払うと 安くなります。口座振替制度〈保険料を 銀行から 自動で 払う
こと〉も あります。詳しいことは 年金事務所に 聞いて ください。

第2号・第3号被保険者は、入っている 年金制度から まとめて 国民年金に 保険料
を 払います。ですから、自分で 保険料を 払わなくてもいいです。

●脱退一時金

老齢基礎年金〈10年以上 保険料を 払うと、65歳から もらえる 年金〉を もらうことは で
きないけれど、日本に いるときに 6 か月以上 保険料を 払っていた人は、「脱退一時金」
を もらうことが できます。国に 帰ってから 2年以内に 申し込んで ください。
詳しいことは 年金事務所で 確かめて ください。

ほけんねんきんか 保険年金課

しやくしよ かい ばんまどぐち
市役所1階 8番窓口

てんのうじねんきんじ むしよ 天王寺年金事務所

じゅうしよ おおさかしてんのうじくひでんいんちよう
住所 大阪市天王寺区悲田院町7-6
でんわ
電話 06-6772-7531

かいごほけん 介護保険

●介護保険に 入る人

介護<年を取って生活の世話をしてもらうこと>が 必要な人が 安心して 介護サービス<介護保険で 使うことができる サービス>を 利用できるようにします。社会の みんなで 支える 制度です。40歳以上が 介護保険に 入ります。

第1号被保険者と 第2号被保険者が あります。

第1号被保険者	65歳以上の人。
第2号被保険者	40歳から64歳までの人で、医療保険に 入っている人。

●保険料の 払い方

第1号被保険者の 保険料は、年金の お金から 介護保険の お金を 引きます。

第2号被保険者は、自分が 入っている 医療保険の 保険料と 一緒に 払います。

●介護保険の サービスを 使うことができる人

第1号被保険者	市に 申し込みます。そして「介護や 手伝いが 必要だ」と 認められた人が 利用できます。心や 体の 状態で 決まります。 または、市が 作った 基本チェックリストで、介護が 必要だと 決まった人。
第2号被保険者	国が 決めた 16種類の 病気になって 介護が 必要な人。 市に 申し込んで「介護や 手伝いが 必要だ」と 認められた人。

・申し込み

市に 申し込みます。サービスを 使うためには、どれくらい 介護が 必要か 調べなければいけません。認定(要支援1・2、要介護1~5 の どれか)を 受けるか、基本チェックリストで 調べます。

高齢介護課で 受付を します。そのほか、下の 場所でも 受付をします。

①「けあばる」・「コミュニティセンターかがりの郷」	②金剛連絡所
③人権文化センター	④在宅介護支援センター

申し込みを するときは 介護保険被保険者証(第2号被保険者の人は、健康保険被保険者証)を 持ってきて ください。あなたの 代わりに、居宅介護支援事業者<お年寄りの生活についての 仕事をする人>や 介護保険施設<介護保険サービスで 利用できる場所。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設>が 申し込むことも できます。

こうれいかいご
高齢介護課
しやくしょ かい
市役所1階 5番窓口

せいかつえんじょ せいかつ こま そうだん 生活援助〈生活に 困ったときの 相談〉

● ふくし そうだん 福祉なんでも相談

こみゆにてい そーしゃる わー かー せいかつ こま ひと たす そうだん き ひと
コミュニティソーシャルワーカー〈生活に 困っている人を 助けたり、相談を 聞く人〉が
こうく ちいきふくしいんかい きょうりょく ふくし そうだん おこな だれ そうだん
校区・地域福祉委員会と 協力して「福祉なんでも相談」を 行います。誰でも 相談す
ることが できます。あなたの いえ ちか しやくしょ そうごうふくしかいかん こみゆにてい
センターかがりの郷」でも 行います。

ちいきふくしか
地域福祉課
しやくしょ かい
市役所2階 23番窓口

● せいかつ ほ ご しごと ひと しごと せいかつ かね ひと かぞく 生活保護〈仕事 が できない人、仕事をして も 生活する お金 が 足りない人と その家族 が も らう 生活に 必要な お金〉について

せいかつ ほ ご もくてき さいてい れ べる せいかつ まも じぶん ちから せいかつ
生活保護の 目的は、最低レベルの 生活 を 守ることです。そして 自分の 力で 生活
できるように 助けることです。生活に 困っている 外国人も、日本人と 同じように 生活
保護を もらうことが できます。くに き きんがく しゅうにゅう くら しゅうにゅう た
ほ ご くに き きんがく しゅうにゅう くら しゅうにゅう た
生活保護を もらうことが できます。国が 決めた 金額と、収入を 比べます。収入が 足り
ない 場合は、足りない お金を もらうことが できます。

せいかつ ほ ご せいかつ
生活保護を もらえるかどうか、詳しいことは 相談して ください。

せいかつしえんか
生活支援課
しやくしょ かい
市役所1階 18番窓口

● こ いりよう 子ども医療

さい ちゅうがく ねんせい こ こ いりようしょう わた
0歳から 中学3年生までの 子どもに「子ども医療証」を 渡します。
いりようひ びょういん はら かね いちぶ とんだばやし はら にゅういん しょくじ
医療費〈病院で 払う お金〉の 一部を 富田林市が 払います。入院したときの 食事
いりようひ しょくじ かね し はら
医療費〈食事の お金〉も 市が 払います。

ふくしいりようか
福祉医療課
しやくしょ かい
市役所1階 17番窓口

●建物や敷地〈その建物がある土地〉の中の水漏れを直す
建物や敷地の 中の水漏れを直すには、止水栓〈水の元栓〉を閉めてください。
水を止めてから、市が決めた会社か市管工事業協同組合（電話 0120-032-497 または 0721-29-6161）に電話してください。しかし、市管工事業協同組合に電話する場合は、午後5時30分より遅いときや、土曜日、日曜日、祝日は市役所宿直室（電話 0721-25-1000）に電話してください。

すいどうこうむか
水道工務課
しやくしよかい
市役所2階

●水道料金〈水道のお金〉
2 か月に 1 回、メーターを確認に行きます。メーターボックスの上には何も置かないでください。水道料金は 2 か月に 1 回払ってください。

・口座振替制度〈銀行から自動でお金を払う〉
銀行で口座振替の申し込みをすると、自動で水道料金を払うことができます。
銀行に申し込んでください。①「水道使用量のお知らせ」、②銀行の通帳、③通帳のはんこを持って行ってください。

・自主納付制度（納入通知書）
市から納付書〈お金を払うときに使う紙〉を送ります。市役所が決めた日までに水道料金を払ってください。銀行・コンビニエンスストア・市役所にある水道お客様センター・金剛連絡所で払うことができます。

すいどうきやくさませんたー
水道お客様センター
しやくしよちかかい
市役所地下1階

ごみ

●もえるごみ【1週間に 2回 集める】

ごみを 捨てる時は、ごみ袋に「もえるごみシール」を 貼って ください。

青い 30リットルの ビニール袋と、白い 45リットルの ビニール袋に 入れて 捨てて ください(他の ビニール袋でも いいです。でも、中が 見える ビニール袋に 入れて 捨てて ください)。

30リットルの ビニール袋には シールを 1枚、45リットルの ビニール袋には シールを 2枚 貼って ください。

●資源ごみ

あ か ん あ び ん 空きカン、空きビン	いっしょ す 一緒に 捨ててもいいです。 なか み える ふくろ か ん び ん 中が 見える 袋か、カン・ビン ぼくす す ボックスに 捨ててください。	げつ 1 か月に かい あつ 2回 集める
べつ と ぼ と る ペットボトル	わ す 分けて 捨ててください。 なか み える ふくろ い す 中が 見える 袋に 入れて 捨てて ください。	
ぶ ら す ち っ く せ い よ う き ぼ う そ う プラスチック製容器包装 しょうひん はい 〈商品が 入っていたものや 商品を つつ 包んで いたもの〉	わ す 分けて 捨ててください。 なか み える ふくろ い す 中が 見える 袋に 入れて 捨てて ください。	げつ 1 か月に かい あつ 1回 集める
い ん り ょ う よ う か み よ う き ぎ ゅ う に ゆ ば っ く 飲料用紙容器(牛乳パックなど)	わ す 分けて 捨ててください。 なか み える ふくろ い す 中が 見える 袋に 入れて 捨てて ください。	

※せともの〈茶碗や 皿など〉や ガラスの コップなどは 入れないで ください。

※スプレー缶、カセットボンベは 空きカン、空きビンのところに 捨てて ください。

ガスが 残っていると 火事や 爆発などの 大きな 事故が 起こるかもしれません。

必ず 全部 使ってから 穴を あけて ください。缶に 穴を あけるときは、風が よく 通る 場所で あけて ください。そして、ガスを 抜いてから 捨てて ください。

●粗大ごみ【1 か月に 1回 集める】

粗大ごみシールを 貼って 捨てて ください。

ガスボンベ、消火器、タイヤ、単車、バッテリーなどは 集めることが できません。買った店か これらの ごみを 集める 会社に 聞いて ください。産業廃棄物〈会社などが 商品を作ったり 売ったりするときに 出る ごみ〉、危ないもの、大きさが 150cm以上のものも 集めることが できません。

●家電製品〈エアコン、テレビなど〉

家電リサイクル法という法律があります。ですから、エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機・衣類乾燥機〈洗濯物を乾かす機械〉は粗大ごみとして捨てることはできません。

使わなくなった家電については、買った店か、次に買う店に連絡してください。店は古い家電を引き取らなければいけません。捨てる人は、リサイクル料金〈リサイクルするためのお金〉と、収集運搬料金〈古い家電を運ぶためのお金〉を払わなければいけません。

●パソコン

家で使っているパソコンは、リサイクルするため、粗大ごみとしては捨てることはできません。

【捨てることができないパソコン】

●デスクトップのパソコン

●ノートパソコン

●ディスプレイ一体型パソコン〈パソコンとディスプレイが一緒になっている形のもの〉

●ディスプレイ（ブラウン管式、液晶式）

パソコンがいらなくなったときは、そのパソコンのメーカーに申し込んでください。2003（平成15）年10月1日までに売っていたパソコンは、リサイクル料金が必要です。

●紙おむつ用ごみシール

3歳より小さい子どもや、病気や障がい、紙おむつなどを使っている人は、シールを増やすことができます。詳しいことは、環境衛生課に聞いてください。

環境衛生課

市役所1階 3番窓口

結婚や離婚

●結婚

・外国籍の人が日本人と結婚するとき

市役所に結婚したことを知らせます。日本人は日本の法律が決めた結婚のルールを守らなければいけません。外国人は自分の国の結婚のルールを守らなければいけません。

結婚するために必要な書類

1. 戸籍謄本<日本の国籍を持つ人が市役所に知らせた家族全員の情報を書いた紙>(日本人)
2. パスポート(国籍がわかるもの)
3. 自分の国の大使館か領事館が作った婚姻要件具備証明書<「この人は結婚できる」と書いてある紙>、またはその代わりの書類(日本語ではない場合は日本語に翻訳してください。翻訳した人の住所と名前とはんこがいます。)
4. 婚姻届<結婚することを市役所に知らせる紙>(窓口<手続きするところ>にあります。日本語で書いてください。そして証人<結婚することを知っている人>が2人必要です(20歳以上の人)。その人たちのサインとはんこが必要です。)

自分の国にも結婚したことを知らせてください。手続きは国によって違います。自分の国の大使館や領事館で確かめてください。

・外国籍の人と外国籍の人が結婚するとき

自分の国の大使館か領事館に聞いてください。

・在留資格を変える

結婚して在留資格が変わるときは、外国人在留総合インフォメーションセンターに聞いてください。

・在留カードに書いてあることを変える

結婚して名前が変わるときは出入国在留管理局に知らせてください。
住所が変わるときは市役所に知らせてください。

・その他

結婚すると、税金、年金、健康保険、会社の手当<会社からもらうことができるお金>が変わる場合があります。会社の人に相談してください。

●離婚

・離婚するとき

外国人と日本に住んでいる日本人の夫婦が離婚したいときは、日本の法律では離婚することができます。しかし、外国人は日本だけではなく自分の国でも離婚の手続きをしてください。手続きをしていないと、自分の国ではまだ結婚しているかもしれません。

外国人と外国人の夫婦の場合は、国によって離婚の手続きが違います。自分の国の大使館や領事館に聞いてください。

・離婚した後の在留資格

「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」などの在留資格の人は離婚した日から14日以内に出入国在留管理局に知らせてください。

もし在留資格が変わったことを6か月以上知らせなかったら、在留資格が取り消されるかもしれません。日本で生活できなくなることがあるので、いろいろな相談窓口や外国人在留総合インフォメーションセンターに聞いてください。

・登録していることが変わる

離婚で名前が変わる場合は、出入国在留管理局に知らせてください。

また、住所が変わった場合は、市役所に知らせなければいけません。

市民窓口課 〈富田林市役所での手続き〉

市役所1階 1・2番窓口

外国人在留総合インフォメーションセンター 〈在留資格の変更についての相談〉

電話 0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

※平日 午前8時30分から 午後5時15分まで

にんしん あか しゅっさん あか う **妊娠〈おなかに 赤ちゃんが いる〉や 出産〈赤ちゃんを 産む〉**

●母子健康手帳〈赤ちゃんとお母さんのことを書く本〉をもらう
 市役所に妊娠を知らせると、母子健康手帳をもらうことができます。
 母子健康手帳は大切にしてください。予防接種〈病気にならないための注射〉の記録はとても大切な証明です。子どもが大きくなっても、大切にしてください。
 保健センターと市役所のこども未来室でもらうことができます。

母子健康手帳をもらうとき、下の①②③④ももらいます。
 ①妊婦健康診査の受診券 ②産婦健康診査の受診券
 ③妊婦歯科健康診査の受診券 ④乳児健康診査の受診券

保健センター（健康づくり推進課）
 住所 大阪府富田林市向陽台1-3-35
 電話 0721-28-5520

●出生届〈赤ちゃんが生まれたことを市役所に知らせる紙〉を出す
 子どもが生まれたら、生まれた日から14日以内に出生届を市役所にします。

いつ	ところ	だれ	必要なもの
生まれた 日から 14日以内	下のどれかの 市町村 ①父と母の本籍のあるところ ②父と母の住んでいるところ ③子どもが生まれたところ	生まれた子の 父か母 または両方	●届出書1通 ●出生証明書（届出書についています。病院の先生か助産師に書いてもらってください。はんこも押してもらってください。） ●母子健康手帳 ●はんこ ●国民健康保険証（入っている人だけ）

※児童手当〈子どもを育てるためにもらうお金〉をもらうことができるかもしれません（所得で金額は変わります）。

※子ども医療費助成（子どもの病院などで払うお金を助ける制度）を受けることができます。

ほいくしせつ にんてい えん ようちえん はい 保育施設 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園に 入る

●ほいくしせつ こ あず にんてい えん ようちえん はい
保育施設〈子どもを 預けることが できる場所〉・ 認定こども園 ・ 幼稚園に 入る
ほいくえん にんてい えん かていてきほいくしせつ すく にんずう こ あず いえ
保育園 ・ 認定こども園 ・ 家庭的保育施設〈少ない 人数の 子どもを 預ける 家のようなと
ころ〉の 入園の 案内は、毎年11月ごろの「広報とんだばやし」で 知らせます。
ようちえん にゆうえん あんない まいとし がつ こうほう し
幼稚園の 入園の 案内は、毎年9月ごろの「広報とんだばやし」で 知らせます。
ほいくしせつ にんてい えん ようちえん もう こ ほうほう みらいしつ き
保育施設 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園の 申し込み方法は、こども未来室に 聞いて くだ
さい。

さいじいじょう くらす こ ほいくりょう ほいくえん はら かね
3歳児以上の クラスの 子どもの 保育料〈保育園などに 払う お金〉は いりません。0～
さいじくらす こ ほいくりょう ほごしや しよとく き
2歳児クラスの 子どもの 保育料は、保護者の 所得で 決まります。

また、しりつようちえん かよ こ まん さい まいつき ほいくりょう
また、私立幼稚園に 通っている 子どもは 満3歳になったら 毎月の 保育料を
25,700円まで 補助します。

しょう ちゅうがっこう べんきょう 小・中学校で 勉強する

● しょう ちゅうがっこう べんきょう 小・中学校で 勉強する

しょう ちゅうがっこう あたら にゆうがく こ ほごしゃ ちち はは じゅうみんきほんだいちょう
小・中学校に 新しく 入学する 子どもの 保護者〈父か 母など〉に 住民基本台帳を も
とにして「就学通知書」を送ります。入学する 学校は 決まっています。

ひ こ がっこう か し みんまどぐちか てんしゅつ てんきよ とどけ だ
引っ越しなどで 学校が 変わるときは、まず 市民窓口課で 転出(転居)届を 出して
ください。そして、てんがくつうちしょ てんにゆうがくつうちしょ ふ き てんしゅつとどけ
〈市役所に 行かないで 転出の 手続きをすること〉で ひ こ ばあい がっこう
に 伝えて ください。

● しゅうがくえんじよせいど 就学援助制度

がっこう ひつよう かね いちぶ し しゅうがくえんじよせいど
学校で 必要な お金の 一部を 市から もらうことが できます。「就学援助制度」と い
います。

がくようひんひ がっこう つか かね きゅうしょくひ きゅうしょく かね しゅうがくりょこうひ しゅうがくりょこう
学用品費〈学校で 使うものの お金〉・ 給食費〈給食の お金〉・ 修学旅行費〈修学旅行
の お金〉などの お金の 一部を もらうことが できます。

● し しょうがくきんせいど 市奨学金制度

かね こうこう い べんきょう むずか せいと たす し
お金が ないため、高校などに 行って 勉強することが 難しい 生徒を 助けます。「市
奨学金制度」と います。

しょうがくきん えん ねんかん
奨学金 40,000円 (1年間)

にゆうがくしたくきん えん しん ねんせい
入学支度金 10,000円 (新1年生だけ)

きょういくしどうしつ
教育指導室

しやくしよ かい ばんまどぐち
市役所3階 30番窓口